

民間木造住宅の耐震補助事業(6~12月)のご案内

近年発生している大規模な地震では、古い木造住宅の倒壊や半壊が多く見受けられます。このような被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの心がけが大切です。

町では、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物(旧耐震基準)の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震化の促進を図る支援策として耐震診断及び改修費用の一部を助成する制度を設けています。

お住まいの建築物が下記の要件に該当する場合は、この機会に現在の建築物の状況を確認されることをお勧めします。



1. 補助対象建築物(①~③全てに該当)

- ① 町民の方が所有し、自ら居住している建築物
- ② 昭和56年5月31日以前に建築しているもの、または昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認済証の交付されたもの
- ③ 地上3階建て以下の木造在来工法及び枠組壁工法の戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅

2. 補助概要

	補助金の対象となる事業	事業の内容	各事業に係る金額の概要	
			費用の目安(注2)	左記のうち、町の補助限度額(注3)
①	耐震相談(簡易診断)	町と契約している耐震診断士が現地を訪問して、耐震に関する相談及び簡易診断を行います	無	料
②	一般診断・耐震改修計画書の作成	簡易診断で総合評点(注1)が1.0未満の場合、より専門的な観点から診断とそれに基づいた基本的な改修計画を作成します	55,000円	25,000円
③	耐震補強図面の作成	一般診断で総合評点が1.0未満の場合、一般診断・耐震改修計画書に基づき補強工事図面を作成します	132,000円	60,000円
④	耐震補強工事に係る監理	耐震補強工事の施工を監理します	33,000円	15,000円
⑤	耐震補強工事	耐震補強工事図面に基づき工事します	補強工事の総額	500,000円

※補強工事を行う場合は、事前に都市計画課にご相談下さい。

- (注1) 総合評点とは、木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断するもので、建物の安全性を数値で示すものです。
(注2) 一般診断・耐震改修計画書の作成、耐震補強図面の作成及び耐震補強工事に係る監理に要する費用の総額は、神奈川県建築士事務所協会に業務を依頼した際の一般的な金額(消費税相当額含む)です。
(注3) 補助額は、かかった費用の総額(消費税相当額を含む)の2分の1以内でかつ、補助限度額を超えないものとします。

耐震補強工事を行った場合には、固定資産税の減額措置及び所得税額の特別控除が受けられます。町の補助を受けて耐震補強工事を行った場合には、町が確定申告等に必要となる住宅耐震改修証明書を発行します。

3. 申し込みや事業に対する問合せ先

葉山町都市計画課 ☎ 046-876-1111 建築指導係(内線 354)

※ 予定件数に達した場合は、締め切らせていただきます。

『誰でもできるわが家の耐震診断』もご利用ください。

財団法人日本建築防災協会ホームページ

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/